

南三陸病院職員募集

南三陸病院勤務の職員採用試験を次のとおり実施します。

(令和5年4月1日採用予定。場合によっては、予定日より早く採用する場合があります。)

●募集する職種(人数)

薬剤師(1名程度)
看護助手(2名程度)



●受験資格

○薬剤師
昭和53年4月2日以降に生まれた人で、免許を有する人または免許の取得が見込まれる人
○看護助手
平成5年4月2日以降に生まれた人
その他、日本国籍を有する人などの事項が受験資格として必要となりますので、詳しくは病院事務所で配布する採用試験案内または病院ホームページを確認ください。

●試験日および会場

日時 11月22日(火) 午後1時30分～
会場 南三陸病院 会議室

●試験の内容

作文および面接

●申込書類

- ・受験申込書(最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付)
- ・市販の履歴書、健康診断書(就労の可否が判断できるもの)
- ・各職種の免許証の写し(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)
- ・職務に関する経歴書(任意様式)
- ・受験票を送付する封筒(84円切手を貼り、宛名を明記)

※受験申込書については、病院事務所で配布しているほか、病院ホームページからダウンロード可能です。

●受付期間

11月9日(水)まで
※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時まで。(郵送の場合は、11月9日(水)必着)

●合格発表

12月6日(火)に役場掲示場および病院ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

📍 南三陸病院事務部 総務会計係 ☎46-3664
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3

就学援助 新入学用品費(入学準備金)の入学前支給について

町では、令和5年4月に小学校に入学予定の児童の保護者のうち、経済的な理由で就学が困難な人(※下記支給対象に該当する人)に新入学用品費を入学前に支給します。

支給を希望する人は、必要書類を添えて提出してください。

なお、新2年生以降の児童の保護者へは、毎年度学校より申請の案内がありますので確認してください。

支給の対象

- 1 新年度4月に南三陸町立の小学校に入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助の認定要件に該当する場合

認定要件

- (1) 一般の要保護者・準要保護者
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
 - ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた人。生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給など
- (2) 東日本大震災による被災者
- ・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており(一部損壊を除く)経済的理由から就学が困難となった世帯で、上記「(1)一般の要保護者・準要保護者」の認定要件に相当する人など

注意

- ①次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。
 - ▶入学前に町外へ転出する場合
 - ▶来年度4月に町立の小学校へ入学されない場合
- ②今回の申請は、新入学用品費(入学準備金)の支給に限定していますので、入学後の就学援助費の申請については改めて手続きが必要となります。

申請手続き

就学時健康診断の際に配布する申請書に記入押印のうえ、必要書類を添付して教育委員会事務局学務係(本庁舎1階)まで提出してください。

提出期限

12月23日(金) 📍 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

東日本大震災における災害義援金最終配分について

宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)第13次配分基準および県(災害対策本部)第12次配分基準が決定されました。また町配分(第10次)基準額についても、南三陸町災害義援金配分委員会で決定されました。

今回の配分基準は次のとおりで、10月12日(水)に指定された口座へ振り込みましたので、対象となる人はご指定の口座をご確認願います。

支給対象		国配分(第13次)	県配分(第12次)	町配分(第10次)
		今回の配分額	今回の配分額	今回の配分額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明	6,373円	—	—
	災害障害見舞金	6,373円	—	—
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	6,373円	—	1,483円
	大規模半壊	3,823円	—	827円
	半壊	—	—	827円
津波浸水区域における住家被害 (1世帯当たり)	全壊	—	1,508円	—
	大規模半壊	—	1,508円	—
※上記「住家被害」に加算		半壊	—	—

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

📍 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

令和5年度

南三陸町放課後児童クラブ利用申請のお知らせ

令和5年4月からの利用申請受付を実施します。

利用を希望する人は、受付日・場所などを確認の上、手続きを行ってください。

志津川地区・歌津地区・戸倉地区放課後児童クラブ申請受付

1 申請書類配布

- 配布開始日 11月1日(火)～
- 場 所 保健福祉課子育て支援係、歌津総合支所、志津川地区放課後児童クラブ、歌津地区放課後児童クラブ、戸倉地区放課後児童クラブ



2 利用申請受付

- 受付日時 11月29日(火)・30日(水) 午前9時～午後5時
- 場 所 総合ケアセンター南三陸1階 相談室(子育て支援係カウンター向かい側)



3 その他

- ①新1年生については、入学式前の令和5年4月1日から利用が可能です。
- ②年度途中からの利用を希望する場合は、利用開始希望日1カ月前に保健福祉課子育て支援係窓口へ申請してください。
- ③町のホームページで申請に必要な書類の様式をダウンロードできます。



📍 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402 子育て支援センター ☎46-3042